

●香川県告示第340号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、香川県土木部河川砂防課及び香川県高松土木事務所管理課において縦覧に供する。

平成23年9月6日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 河川の名称
二級河川住吉川水系住吉川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成23年9月6日
- 3 廃川敷地等の位置
高松市香西北町598番地先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 63.87平方メートル